

事業群評価調書(平成28年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	土木部砂防課
施策名	(4) 災害に強く、命を守る県土強靱化の推進	課(室)長名	後田 健一
事業群名	⑤ 地震、大雨、台風、高潮などの自然災害に備えた施設整備など防災対策の推進③	事業群関係課(室)	建築課

1. 計画等概要

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)】

《長崎県総合計画チャレンジ2020 本文》

近年、全国的に頻発する、地震・大雨・台風・高潮などの自然災害に備え、災害に強く、県民の安全・安心な暮らしと命を守る県土づくりに向けた施設整備やソフト対策を積極的に進め、事前防災・減災対策の充実を図ります。

事業群指標	最終目標 (H32)	基準値 (H26)	実績 (H27)	達成率	【進捗状況の分析】
土砂災害警戒区域内での死者数	0人	0人	0人	—	「土砂災害警戒区域内での死者数」は快適で安全・安心な暮らしをつくるための各種の取り組みにおける⑤の代表指標であるが、施設整備やソフト対策を積極的に進めた結果、平成27年度も死者0を達成することができた。 大雨や地震などの自然災害を想定しつつ、引き続き積極的に整備を進めることで、最終目標の平成32年度までの土砂災害警戒区域内での死者数0を達成できるものと考え。
事業群の進捗状況					

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)の分析】

《取組項目及び現状と課題》

i) 土砂災害警戒区域等指定や避難対策の推進

- ・地震・豪雨・台風などにより各地で多くの土砂災害が発生している状況がある中、長崎県も土砂災害危険箇所が多く存在しており、対策として施設整備(ハード対策)を行っているものの追いつかない現状がある。
- ・そのため、土砂災害防止法による基礎調査を行い、土砂災害の被害が想定される箇所を県民に周知し、施設整備(ハード対策)と合わせ避難体制の整備(ソフト対策)の両面により、県民の生命を守るための取組みを実施する必要がある。
- ・これまで8市2町で土砂災害防止法による指定を進めている状況であり、今後その他の市町についても指定に向けて調査を推進する。
- ・この土砂災害防止法による指定については、基礎調査を国の指針に基づきH31年度までに完了させることを目標に取り組んでいるが、調査の進捗に伴い要調査箇所が新たに発見されているため、効率的な調査に努めるとともに、調査の加速化を図る必要がある。
- ・H32年度までの土砂災害警戒区域内での死者数0を達成するためには、土砂法による基礎調査に加え、ハザードマップを活用した避難体制の構築が重要であり、市町への積極的な支援が必要である。

ii) 土石流対策や地すべり対策、急傾斜地崩壊対策施設整備の推進

- ・これまで全市町に於いて施設整備を進めてきているところであるが、平成27年度末で要対策箇所について約21%の整備率である。
- ・これは、長崎県の土砂災害危険箇所数が全国的にも多く、また、対策施設の整備完了までには、多大な費用と時間を要することによるもの。
- ・保全家屋が多い箇所や福祉施設のある箇所など優先度が高いところから順次、事業に取り組んでおり、一定の成果は得られている。
- ・H32年度までの土砂災害警戒区域内での死者数0を達成するためには、ソフト対策と合わせて施設整備を推進する必要がある。

iii) 宅地の耐震化事業(大規模盛土造成地の分布状況の把握)

- ・H7の兵庫県南部地震など近年の大地震において、大規模な盛土造成宅地で地すべり的な滑動崩落による被害が多発している。
- ・これを受けて、H18年度に宅地造成等規制法の改正及び交付金事業となる宅地耐震化推進事業が創設され、大規模盛土造成地の変動予測調査(第一次スクリーニング)ほか、造成宅地における災害予防の施策が整備された。
- ・長崎県においては、県が管轄する長崎市、佐世保市を除く全19市町における大規模盛土造成地の分布状況を年次計画を立てて順次調査を実施しているところであり、H27年度までに5市2町で大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、大規模盛土造成地の分布を把握し、当該マップの作成を完了している。
- ・H29年度を目標に県が管轄する19市町における調査を完了する予定だが、県下全域で本事業を推進するにあたり、長崎市及び佐世保市への働きかけを行っていく必要がある。
- ・現在、H28年度には長崎市が事業に着手し、佐世保市についてはH30年度を目処に事業に取り組む予定とされており、県下全域における大規模盛土造成地の分布の把握について、一定の成果は得られている。また、本事業の周知・啓発を図るため、各市町役場への説明、大規模盛土マップの公表(HP、市町役場窓口での閲覧)を行っていく予定である。

取組項目 ii	地すべり施設維持修繕事業	砂防課	3,000	3,000	395	土砂災害危険箇所	自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した土砂災害防止施設について、安全確保のための維持修繕を6箇所を実施した。	活動指標	修繕事業箇所数	6	6	100%	地すべり施設が適正に機能することにより、大雨時の地すべり防止等、地域住民の安全に寄与した。	
			2	—	—			成果指標	対策事業施設による影響範囲での死者数	0	0	100%		
			3,824	3,824	131									
	急傾斜施設維持修繕事業	砂防課	14,800	14,800	988	土砂災害危険箇所	自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した土砂災害防止施設について、安全確保のための維持修繕を15箇所を実施した。	活動指標	修繕事業箇所数	15	15	100%	急傾斜施設が適正に機能することにより、大雨時の急傾斜地崩壊防止等、地域住民の安全に寄与した。	
			11	—	—			成果指標	対策事業施設による影響範囲での死者数	0	0	100%		
			17,098	17,098	729									
	安徳海岸土捨場管理事業	砂防課	1,355	1,355	109	土砂災害危険箇所	雲仙普賢岳に関わる土石流等の処理施設として、土捨場管理施設の維持を実施した。	活動指標	適切な維持管理施設数	1	1	100%	土捨場管理施設が適正に機能することにより、土石流等の処理場の確保等、地域住民の安全に寄与した。	
			1	—	—			成果指標	雲仙普賢岳に伴う土石流での死者数	0	0	100%		
			1,460	1,460	110									
	砂防調査事業	砂防課	17,000	17,000	549	土砂災害危険箇所	自然災害から住民の生命・財産を守るために、土石流危険箇所について、対策事業化するための調査を実施した。	活動指標	砂防調査箇所数	5	5	100%	土石流危険箇所について、事業化のための調査を実施することにより、事業化に向けた準備が整い、については地域住民の安全確保に寄与した。	
			4	—	—			成果指標	砂防新規箇所数(次年度分)	4	4	100%		
			18,486	18,486	441									
地すべり調査事業	砂防課	6,620	6,620	329	土砂災害危険箇所	自然災害から住民の生命・財産を守るために、地すべり危険箇所について、対策事業化するための調査を実施した。	活動指標	地すべり調査箇所数	3	3	100%	地すべり危険箇所について、事業化のための調査を実施することにより、事業化に向けた準備が整い、については地域住民の安全確保に寄与した。		
		2	—	—			成果指標	地すべり新規箇所数(次年度分)	1	1	100%			
		3,500	3,500	220										
急傾斜地崩壊対策調査事業	砂防課	5,634	5,634	549	土砂災害危険箇所	自然災害から住民の生命・財産を守るために、急傾斜地崩壊危険箇所について、対策事業化するための調査を実施した。	活動指標	急傾斜地調査箇所数	5	5	100%	急傾斜地崩壊危険箇所について、事業化のための調査を実施することにより、事業化に向けた準備が整い、については地域住民の安全確保に寄与した。		
		3	—	—			成果指標	急傾斜新規箇所数(次年度分)	7	7	100%			
		9,567	9,567	331										
砂防対策事業	砂防課	440,554	161	11,420	土砂災害危険箇所	自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害危険箇所について、対策事業を実施した。	活動指標	対策工事箇所数	52	52	100%	土砂災害等危険箇所について、対策工事を実施することにより、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保に寄与した。		
		42	—	—			成果指標	対策事業施設による影響範囲での死者数	0	0	100%			
		381,668	68	9,280										
急傾斜地崩壊対策事業補助	砂防課	292,000	100	3,513	土砂災害危険箇所	自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害危険箇所について、対策事業を実施した。	活動指標	対策工事箇所数	32	36	112%	公共事業の採択要件に満たない急傾斜地崩壊危険箇所について、県費補助による対策工事を実施することにより、急傾斜地崩壊防止等、地域住民の安全確保に寄与した。		
		33	—	—			成果指標	対策事業施設による影響範囲での死者数	0	0	100%			
		316,000	0	3,535										
取組項目 iii	長崎県宅地耐震化推進事業(公共)	H26-	15,965	10,748	—	大規模盛土造成地に該当する宅地	大規模盛土造成地の変動予測調査(第一次スクリーニング)を行い、大規模盛土造成地の分布を把握し、当該マップの作成を行った。	活動指標	大規模盛土造成地の分布を把握した市町数	7	7	100%	大規模盛土造成地は、大地震時に地すべりのような滑動崩落現象により、大規模な宅地被害を起こすことが有り、本事業において、その所在を把握しておくことで、災害予防や二次災害の軽減防止に資する情報が蓄積された。	
			14	—	—			成果指標	大規模盛土造成地マップを公表した市町の割合(%)	33	0	0		
			18,360	12,360	—									

3. 検証及び問題点の抽出

【課題解決に向けて取り組んだ事務事業の実績の検証】

- i) 土砂災害警戒区域等指定や避難対策の推進に関して、土砂災害防止法による基礎調査は予定通り進捗しており、H31年度までの調査完了を目指す。
また、ハザードマップ支援システムを構築し市町への活用を進めた結果、平成27年度には全市町がシステムへの加入登録を行っている。
その様な中、基礎調査終了時点から各市町が作成するハザードマップの提供について、一部の市町で提供が遅れている状況もあることから、ハザードマップ支援システムを活用しハザードマップ作成の積極的な推進を促す必要がある。
- ii) 土石流対策や地すべり対策、急傾斜地崩壊対策施設整備の推進に関しては、これまで全市町に対して施設整備を進めてきていることから、地域住民の安全安心に寄与している。
一方で、要対策箇所に対する整備率が現在約21%と低い状況であるため、効率よく進めるためには保全家屋が多い箇所や、福祉施設のある箇所など優先度が高いところから事業に取り組んでいく必要がある。
また、自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した土砂災害防止施設について、安全確保のための維持修繕を行う必要がある。
- iii) 宅地の耐震化事業(大規模盛土造成地の分布状況の把握)の推進に関しては、長崎市及び佐世保市(中核市)を除く19市町について、年次計画を立てて大規模盛土造成地の分布を把握(H27年度までに7市町完了)し当該マップの作成を行っており、大規模盛土造成地の分布状況の把握は進展している。なお、H28年度には、長崎市がH30年度を目処に佐世保市が事業着手を予定しており、県下全域において着実に進展している状況である。
一方、県民への周知・啓発については、住民の不安を徒に惹起することがないように配慮する必要があるため、マップ公表の方法等、検討に時間を要している。



4. 29年度実施に向けた方向性

【問題点解決に向けた方向性】	【個別事務事業の見直し】			
	事務事業名	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
i) H32年度までの土砂災害警戒区域内での死者数0を達成するためには、ハザードマップを活用した避難体制の構築が重要であり、そのためにも土砂災害防止法による基礎調査の推進やシステムの活用による市町支援を進め、調査後の早期公表によるハザードマップ作成箇所数の増加につなげていく。	ハザードマップ作成支援システム事業	⑤	H32年度までの土砂災害警戒区域内での死者数0を達成するため、また、土砂法改正に伴う指定前(調査終了後)公表に対応するため、各市町における早期のハザードマップ作成が必要である。これを実現するため、県としては土砂法に基づく基礎調査を進めるとともに、ハザードマップ作成支援システムの活用について、市町に対するフォローアップなどを実施する。	現状維持
ii) 効率よく事業を進めるためには、保全家屋が多い箇所や福祉施設のある箇所など、優先度が高いところから事業に取り組んで行く。また、自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した土砂災害防止施設について、安全確保のための維持修繕を行う。	砂防施設維持修繕事業	①	H32年度までの土砂災害警戒区域内での死者数0を達成するため、自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した砂防施設について、安全確保のため老朽化等に対し維持修繕を行う必要がある。	現状維持
	地すべり施設維持修繕事業	①	H32年度までの土砂災害警戒区域内での死者数0を達成するため、自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した地すべり防止施設について、安全確保のため老朽化等に対し維持修繕を行う必要がある。	現状維持
	急傾斜施設維持修繕事業	①	H32年度までの土砂災害警戒区域内での死者数0を達成するため、自然災害から住民の生命・財産を守るために設置した急傾斜地崩壊防止施設について、安全確保のため老朽化等に対し維持修繕を行う必要がある。	現状維持
	安德海岸土捨場管理事業	①	雲仙普賢岳に関わる土石流等の処理施設として、土捨場管理施設の維持管理を行うことで受け入れを確保できるものであり、自然災害から住民の生命・財産を守るために必要なものである。	現状維持
	砂防調査事業	①	H32年度までの土砂災害警戒区域内での死者数0を達成するため、自然災害から住民の生命・財産を守るために、土石流危険箇所について対策事業化するための調査を実施し、随時、準備を整える必要がある。	現状維持

	地すべり調査事業	①	H32年度までの土砂災害警戒区域内での死者数0を達成するため、自然災害から住民の生命・財産を守るために、地すべり危険箇所について対策事業化するための調査を実施し、随時、準備を整える必要がある。	現状維持
	急傾斜地崩壊対策調査事業	①	H32年度までの土砂災害警戒区域内での死者数0を達成するため、自然災害から住民の生命・財産を守るために、急傾斜地崩壊危険箇所について対策事業化するための調査を実施し、随時、準備を整える必要がある。	現状維持
	砂防対策事業	①	H32年度までの土砂災害警戒区域内での死者数0を達成するため、自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害危険箇所について対策事業を実施することで、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保が必要であり、用地等の整理が出来た箇所から対応する。	現状維持
	急傾斜地崩壊対策事業補助	⑤	H32年度までの土砂災害警戒区域内での死者数0を達成するため、自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害危険箇所について、公共事業の採択基準に合わないものの対策事業を実施することで、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保が必要であり、用地等の整理が出来た箇所から対応する。	現状維持
iii) 宅地の耐震化事業(大規模盛土造成地の分布状況の把握)の推進を進めるためには、長崎市、佐世保市を除く全19市町における大規模盛土造成地の分布状況を年次計画を立てて順次調査を実施しており、H29年度までに仕上げる必要がある。				